

○術科訓練安全管理要綱の制定ならびに同安全管理の措置基準について

〔昭和49年6月25日
甲通達（教）第34号〕

術科訓練の推進については、これまで機会あるごとに強調してきたところであるが、この度、別添1「術科訓練安全管理要綱」（以下「要綱」という。）を制定し、さらにこの要綱に準拠して、別添2「安全管理の措置基準」（以下「措置基準」という。）を定めたので、各所属においては、「要綱」ならびに「措置基準」の趣旨・内容および留意事項等は握のうえ、術科訓練の安全管理について遺憾のないようにされたい。

記

1 要綱の趣旨および内容

要綱は、術科の訓練に伴う受傷事故の原因の除去、改善ならびに保健管理の適正を期する等、安全管理の必要な基準に則り、術科訓練の積極的かつ効果的な推進を図ろうとするものである。その対策として警察本部に設置されている「術科訓練推進委員会」の専門部会として、術科安全管理部会を設け、かつ、警察本部長が所属長のなかから術科安全管理者を指名するとともに、術科指導者および術科訓練者が、安全管理の措置基準および術科安全管理者の指示に従つて、指導および訓練を行おうとするものである。

2 安全管理の措置基準の制定

別添2「安全管理の措置基準」は、「共通的事項」と「科目別事項」に大別して、術科の訓練に伴つて発生する受傷事故の諸要因を分析し、これらの諸要因を早期に発見し、その要因を除去・改善する等術科訓練に必要な安全管理の措置基準の準則となるべきものを示したものである。

3 受傷事故調査表による事故の調査・報告等

別添3「術科訓練受傷事故調査表」は、術科の訓練中に受傷事故が発生したときに、その事故の原因究明および同種事故の再発防止等、安全管理の措置の検討資料とするために定めたもので、昭和49年7月1日以降、公・私傷の扱いの別にかかわらず、全治1週間以上の受傷事故が発生した場合には、この調査表に記載してすみやかに教養課長を経由して本部長に報告すること。

別添 略